

令和2年10月21日（水曜日）

議会活性化特別委員会会議録

## 議会活性化特別委員会会議録

---

令和2年10月21日（水曜日）

---

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

---

出席委員（13名）

委員長	星 喜美男君	
副委員長	後藤 伸太郎君	
委員	須藤 清孝君	倉橋 誠司君
	佐藤 雄一君	千葉 伸孝君
	佐藤 正明君	及川 幸子君
	村岡 賢一君	今野 雄紀君
	高橋 兼次君	菅原 辰雄君
	後藤 清喜君	

---

欠席委員（2名）

山内 孝樹君 山内 昇一君

---

事務局職員出席者

事務局長	男澤 知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野 寛和

午前10時00分 開会

○委員長（星 喜美男君） ただいまより議会活性化特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は13人であります。定足数に達しておりますので、会議を開きます。

欠席委員、山内昇一委員、山内孝樹委員となっております。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しております。

初めに、一言挨拶を申し上げます。

改めまして、おはようございます。議会活性化特別委員会、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議でございますが、次期改選後の委員会活動について、前回の協議結果をまとめた資料を準備させましたので、常任委員会の所管の確認と委員会の名称の決定をしたいと思います。その後、議員報酬及び通年議会・通年会期の導入について、今後の協議の進め方等、委員皆様の御意見を伺うために開催するものであります。

それでは、早速会議に入りたいと思います。

初めに、次期改選後の委員会活動についてを議題といたします。

前回の協議結果を基に作成した資料について、事務局より説明をいたさせます。局長。

○事務局長（男澤知樹君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

お配りさせていただきました資料、次期改選後の委員会活動について、そして南三陸町議会委員会条例新旧対照表という、本件につきましての2種類の資料を用意させていただきました。

前回の特別委員会の議論の結果、現在、総務、そして産建、民教と3つある常任委員会を、これを2つに改編すると。加えて、議会広報特別委員会を常任委員会化するという方向性が決定されております。それを踏まえまして資料を作成しております。

まず、名称といたしまして、仮称ではございますが総務産業建設常任委員会、そして（仮称）民生教育防災常任委員会、（仮称）議会広報常任委員会という3つの常任委員会ということで資料を作成しております。

所管についてでございますが、まず、（仮称）総務産業建設常任委員会の所管でございますが、町政振興、財務、税務、産業経済、建設、上下水道、庶務及び他の常任委員会の所管に属さない事項。そして、民生教育防災常任委員会につきましては、民生、保健、医療、教育、環境及び防災に関する事項。議会広報常任委員会につきましては、議会の広報に関する事項

という形で資料を作成いたしております。

この資料の右側でございますが、町政振興、財務、税務、その下でございますね、産業経済、建設、上下水道、この個別の所管につきましては、現在の産業建設常任委員会の所管事務でございます。これに、いわゆる現在の総務の常任委員会の所管事務のうち、町政振興、財務、税務、そして一番下、庶務及び他の所管に属さない事項という形で合体をさせたような形で。民生教育防災常任委員会につきましては、現在の民生、保健、医療、教育、環境に加えまして防災と。総務課危機対策係所管、所掌の事務につきまして加えた形でございます。

次のページを御覧いただきたいと存じます。

前回の特別委員会で確認をさせていただいた事項でございます。

議会運営委員会についての定数は6人、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数につきましてもそれぞれ6人ということで決定しておりますので、提示しております。なお、この備考欄、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の備考欄でございます。資格審査、懲罰ともに対象となる者ることを考慮し、状況に応じて議員の中から選出するというふうに整理をさせていただいてございます。これにつきましては、議運のメンバーがスライドしてそのままというような定義をしているところもあるやに聞いておりますが、現実、このような場面を想定した場合、その都度メンバーが選任されることが結局妥当なのではないかというような判断から、このように備考欄に整理をさせていただいております。

新旧対照表を御覧ください。

いずれこの本件につきまして決定された後の予定でございますが、12月定例会にも定数条例の改正が提案されるのかなと思っております。それに合わせて、条例でございますので、12月議会に提案されるとした場合に、議案関係参考資料というような形で、このような形で整理がなされるということでございますので、参考までにお配りをさせていただいたというも

のでございます。事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 事務局の説明が終わりました。

それでは、常任委員会の所管等については、資料のとおりとして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） なければ、常任委員会の名称について発言を求めます。

あったな。ちょっと飛ばしたところあったんだけれども、大丈夫ですね。

それでは、名称について皆さんの御意見を伺いたいと思います。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 所管は前回少し意見も割れましたけれども、全会一致で防災だけ総務から切

り離して民教にくっつけるということですので、各常任委員会の所管を一言で表そうすると、まさにその仮称のような総務産業建設常任委員会、民生教育防災常任委員会ということになるんだと思うんですけれども。感覚の問題なので、ちょっと個人的な主観が多分に入ってしまうと思うんですけれども、あまり長いと扱いづらいといいますか、町民の皆さんにとっても、分かりやすく説明したつもりでかえって分かりづらくなるということが起こり得るなと思っています。私はなるべく短いほうがいいなと思っています。なので、もう、総務産業建設常任委員会であれば産業常任委員会、民生教育防災常任委員会であれば民生常任委員会というぐらいに短くして。そうすると、結局所管の内容がどれなのというのが分かりづらくなるんですが、所管の内容自体は、その委員会に所属している委員の皆さんがしっかりと認識していればいい話かなと思いますので、対外的にはなるべく短いほうがいいのかなと思っています。以上です。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川委員。

○及川幸子委員 私は逆に、このままで分かるのかな、名前のとおりこのまま入っているほうが管轄する部分が分かりやすいのかなと思うので、やはりこの仮称のままでいいんではなかろうかと思います。

○委員長（星 喜美男君） そのほかにございますか。千葉委員。

○千葉伸孝委員 私も前者と同じで、事務局が出してきたこの案でいいのかなと思います。そして、今回、総務の防災が民教に移ったわけなんですが、防災というのは、これから災害の発生とか、いろいろな異常気象とか起こるような状況の中で、災害に関してはどの部署が扱うんだというような問題が発生したときに、民生教育防災というような形の名称というのは、私は必要じゃないかなと思います。だから、事務局が提案したこの内容で私はいいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。

それでは、採決だよね。2つの意見が出ましたので、事務局提案のとおりでよろしいと思う方は、挙手でよろしいですか、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（星 喜美男君） それでは、事務局提案の常任委員会の名称で御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） それでは、総務産業建設常任委員会、そして民生教育防災常任委員会、2つの委員会の名称とさせていただきます。決定いたします。

なお、全ての常任委員会の所管を御確認いただき、名称も決定いたしましたので、今後、関係法令の改正手続等を進めてまいりたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

議員報酬についてを議題と……（「委員長、その前に広報の枠組み」の声あり）すみません。広報ってありましたか。（「一番下にこの議会広報常任委員会」「2枚つづりの1枚目だ」「これも仮称になっているので、これの仮称を取ってよろしいんですか」という御質問でございました」の声あり）

すみませんでした。

それでは、常任委員会の次に、議会広報常任委員会についても、この名称でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、そのように決定をさせていただきます。

全ての常任委員会の所管を御確認いただき、名称も決定いたしましたので、今後、関係法令の改正手続等を進めてまいりたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。議員報酬についてを議題といたします。

前回の委員会では、継続して議員報酬の検討を進めることということで決定いたしましたので、今後、具体に検討を進めていくこととなります。本日は、初めに、報酬改定までの一般的な流れを御確認いただきます。その後、前回の委員会において、報酬改定の方向性について各委員から御意見を伺っておりますので、最初に報酬改定の方針を決定してから、資料に記載の項目を基に、検討に必要な過程を選定、決定してまいりたいと思います。

このように取り進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） それでは、そのように取り進めることといたします。

まず、事務局に資料の説明をいたさせます。局長。

○事務局長（男澤知樹君） それでは、議員報酬について資料の説明をさせていただきます。

まず、前回9月10日開催の特別委員会における発言の要旨という形で、要旨というものを2枚もののペーパーにまとめております。9件、9人の方々から御発言がございましたので、その要旨を確認の意味でまとめましたので、お配りをさせていただいております。

もう一つ、議員報酬についてということで、一般的な流れという形で、これも2枚もののペーパーにまとめております。そして、もう1枚、1枚ペラでございますが、県内の町村の議員報酬の状況につきまして1枚ペラでお配りをさせていただいております。

まず私からは、議員報酬についてということで、こちらのペーパーですね、表のようなペーパー、これについて、ちょっと一般的な流れについて御説明をさせていただきます。

これまでに確認された事項として、①、②ということで整理をいたしております。議員報酬改定の検討を進めるということが確認されております。そして、②といたしまして、改定する場合の適用時期、これは次期改選時、令和3年11月6日から適用するという2点。この2点確認されておるということでございます。

それでは、議員報酬改定までの一般的な流れについて御説明させていただきます。

まず、一般的には、目指すべき議員像の共有というのがあるのかなと思っております。内容といたしましては、現状の把握と目指すべき議員像の設定、そして、目標を設定し、その活動量を想定した上で、活動を支えるために必要な報酬額は、として検討を始めるというのが理屈としてあるのかなということを記載させていただいております。

その上で、方針が決定されてということ。それで、この方針は増額あるいは現状維持かということかと思います。

これが決定された後に具体的な金額の検討、じゃあどれだけ上げるのかという話に入っていくのかなと。その際、根拠、その金額の根拠や考え方を明確に整理する必要があるのかなとということでございます。

矢印、下に行きまして、その検討結果が出た後に調査、今回調査でございますので、調査結果報告が委員会から議長に対してなされるというのが一般的な流れなのかなと。

ここに点線で囲みましたけれども、この調査結果報告が出るまでの間に、住民の意見を参考にする場合は、住民説明会の開催、あるいはパブリックコメントの実施なども考えられるのかなと。しかしながら、現状に照らすと、新型コロナの感染症の問題もございますので、それは開催できるのかといった問題、あるいは、パブリックコメントを実施する際には、提示する詳細な根拠なりをまとめる必要があるのではないかといったことも考えなくてはいけないのかなということをあえて記載させていただいております。

調査結果が出た報告、議長に対してされた後においては、町長への依頼（要望）と書きましたけれども、一般的には特別職報酬審議会への諮問があるのかなということでございます。

この次の次でございますが、町長が了とした場合ということでございますが、諮問されると。それで、諮問に対する答申が来る。答申結果を踏まえて、町長が議会に対して議員報酬に関する条例改正案を付議と。

付議された後に、議会に上程、議案審議。

そして、条例改正された後の条例の公布というふうに流れていくのかなと思っております。

これが一般的な流れなのかということでございます。

1枚めくっていただきまして、ちょっと書かせていただきました。

改正条例の公布の時期、タイミングでございます。令和3年度、来年度の当初予算への反映や、新たに参画する候補者への判断材料としての周知とすれば、今年の12月定例会での議決後、速やかに公布されるべきということになろうかと思いますが、改選後から適用するということに重点、主眼を置くとすれば、必ずしも今年の12月定例会での議決でなければならぬということでもないのかなと。手続上は来年の9月定例会までに議決されていれば、係る対応、この係る対応というのは来年の改選後の議員の議員報酬への対応ということでございますが、それは可能であり、十分かつ丁寧な審議、調査ですかね、手續を踏んで、議員報酬を改定するまでのスケジュールを考えることもできるということを記載させていただいております。

その他検討事項といたしまして、2つ記載させていただいております。

これまで、期末手当の支給割合（率）につきましては据え置いてきたという経緯がございます。次期改選後の議員の期末手当の支給割合（率）について、これを据え置くことがなかつた場合の率とする必要があるのか否かにつきましても検討する必要があるのではないかと。場合によっては、これも特別職報酬審議会へ諮ることを依頼する必要があるのかどうかにつきまして、これも一つの調査、検討課題かということで記載させていただきました。

②といたしまして、役職に応じた報酬額についても検討する必要があるのではと。この役職と申しますのは、議長、副議長、そして常任委員会の委員長を指しております。この資料の説明は以上でございます。

最後に、この1枚ペラのペーパーでございます。

これは、前回、9月10日の特別委員会の際にお配りをしたペーパーを時点修正、今年の9月末時点ということで、より正確性を持たせてということで整理したペーパーでございます。

今回、新たに、報酬の決定に当たりましては、参考にすべき事項といたしまして、人口だけではなく、その自治体の面積も勘案してということも参考要素の一つということかと思われましたので、今回、面積というのを記載させていただいております。ちなみに南三陸町の部分は下から3番目でございまして、それぞれに順位ということで参考までに記載をさせていただいております。

資料の説明は以上でございます。よろしく調査お願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 事務局の説明が終わりました。

資料の説明では、改定の方針を決定する前に、まずは現状を把握して、次期改選後の議員活動がどうあるべきか検討した後、議員報酬の改定の方針を決定する流れが一般的であるようですが、冒頭にも申し上げましたように、前回の委員会で改定の方針について各委員から御発言をいただいておりますので、前回意見を述べた委員以外で御発言があれば確認をし、先に報酬改定の方針を決定したいと思います。

前回発言されなかった委員で御意見があれば伺います。後藤清喜委員。

○後藤清喜委員 前回発言されなかったという、こう見たら、私もちよつと発言したんですけども記載がなかったということで、私は、報酬は報酬審議会に任せるべきだと、前回はそういう意見でございましたけれども。やはり昨今このコロナ禍で、大変、町民、いろいろな飲食関係の仕事とか、そういう世の中全体も、第2波とか何か分かりませんけれども、大変、自治体も、いろいろな商売関係は疲弊していると思います。果たしてここで、今、報酬を上げるべきかという議論が、私はちよつと控えるべきでないかなと、そう思っておりますので、皆さんの御意見を、御意見というか、私はそういう、ここに局長が参考資料として、来年の9月まで決めれば可能だということもありますので、もうちよつとコロナの様子を見ながら議論してもよろしいのかなと。今現在ここで報酬を上げるべきかという議論は控えるべきだなと、私はそう思っております。

○委員長（星 喜美男君） はい、次に。この休……（「前回発言されなかったというのは」の声あり）副議長だけかな。（「この2人」の声あり）この2人だけ。（「今日、欠席でござります」の声あり）何す。孝樹委員はやっている。（「山内孝樹委員は発言されていると思います」の声あり）しているね。（「副議長は、発言はされておらない。ただ、今日は欠席でござります」の声あり）あと、全員……（「多分これまとめになっているね」「これはまとめて記載させていただいております」の声あり）

高橋委員。

○高橋兼次委員 まとめたって、これ1人のやつでしょう。発言したやつ。

○委員長（星 喜美男君） そうそう。1人ずつの発言ですよ。

○高橋兼次委員 1人ずつのやつでしょう、これ。

○委員長（星 喜美男君） うん、1人ずつの発言。

○高橋兼次委員 すると、結局、この、これ以外の人の発言を求めているんでしょう。

○委員長（星 喜美男君） 前回発言をしていない方です。

○高橋兼次委員 そうしたら、自分で分かるよね。誰が発言ないんだか。

○委員長（星 喜美男君） では、須藤清孝委員。指名をします。

○須藤清孝委員 いろいろ調べたり考えたりしている中で、具体的な、その数字的な話も前回いろいろ話しましたけれども、自分の中ではまだ明確にその根拠として示されるのが見つからないというのが、今、私の中での現状でして、いろいろな第三者機関の意見とか過去の報告書であったりとか、いろいろ目を通しているんですけども、結果、曖昧なところで、どうしても答えに導くことができないというのが、正直、私の今の現状でして。これ意見を求められてはいるんですけども、どうなんでしょう、ちょっと難しいかな。

ただ、前回の話で協議を続けるべきですと言ったところに関しては、5割以上の気持ちの中では一応あるので、その意見としては変わらないというところだけは今明確には伝えられるかなと。なので、その協議はするんですけども、取り急ぎじゃなくてもいいんじゃないかという意見も確かに何件も出ていると思うので、その部分に関しては私もちよつと、そうだよなと思う場面もあるので、その協議の期間というか、進め方みたいなのも今からある程度明確にはなるんだと思うんですが、今の現状では、ちょっと今そういう状況です。

○委員長（星 喜美男君） 次、佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 私も前回、議場の中で、今このコロナ禍で、食品関係というか、そういう商店関係はてんこ盛り等々でいろいろ持ち直しがされてきているのかなと、こう思いますが、建設業界は災害復旧工事を除いて、我々一般建築関係も大変職替えしている方々もおられるということも聞いております。そういう中で、議論は必要なんですけれども、上げるべきかということに関しては、私もちよつと考えさせられるのかなと、こう思います。いずれは上げなくてはならないのかなと思いますので、今すぐというような感じの中でなくて、もうちょっと時間が欲しいなと、こう思っております。以上です。

○委員長（星 喜美男君） いますか、まだ発言していない方は。村岡委員。

○村岡賢一委員 私も、先ほど後藤委員が言ったように、ここで状況を判断しながら見ていったほうが間違いないのではないかと思っています。上げないということではなく、上げる時期を探ったほうがよろしいかと思います。

○委員長（星 喜美男君） これで全員。議長。

○議長（三浦清人君） では、私も発言していなかったので。許可も入れましたのでね、委員外委員として。

皆さんもこの議員報酬につきましては、いろいろと有権者の方々とか周りの方々の御意見、

様々聞いているかと思います。9月の、前回の特別委員会でこういった具体的な話まで出てきて、さらにまた私も聞いたり、あるいは連絡をよこしたりしている方々がかなりおりまして、その内容を聞きますと、総体的に、総括的に申し上げますと、今このコロナ禍の中で、委員の方々もお話がありましたけれども、大変な時期に議員たちが自分の報酬を上げることを仕事にしているのかという内容がありました。非常にこの時期的に、今、上げるとか、あるいは幾らにするとかというの、非常に時期が悪いのかなという感じをいたしております。

議論を進めることは大変結構なことであります。後藤委員もおっしゃっていましたように、来年の改選から改正という形になりますので、そこはしっかりと皆さんで、いつまでに決めたらいいのかというお話、議論をしていったほうがいいのかなと。ただ、あまり遅くなると、新しい方が立候補するときいろいろと支障を来すんじゃないかという御意見もあります。それはそれで分かるんですけれども、ただ非常に、このコロナでなければいいんでしょうけれども、やっぱり住民は見ております。細かく話しませんけれども、とにかく時期が悪いということですので、いま一つ皆さんで検討していただければなという思いであります。

以上です。

○委員長（星 喜美男君） 全員の意見が出ましたか。どうまとめたらいいんだ。

前回と大分発言の内容が変わってきてちょっとまとめづらいんですが、もうちょっと時間をかけて議論したほうがよいという意見が本日は多かったように思います。継続して協議をしたいと思いますが、ちょっと私から一言あれですが。

先日の県北議長会で、研修会の中で、この議員報酬のことちょっと話が出ていました、プロを目指すのかアマのままでいるのかと、そういった話がありまして、やっぱり報酬をしっかり上げて、それ相応の仕事をする、それなら何も問題ではないのではないかと、そういう発言がありました。いろいろと議員の資質の問題だと思いますので、前回ですか、視察研修の発言もありましたが、やはりどんどん先進事例等も視察をしながら、現在、コロナのおかげといいますか、ＩＣＴ化の環境が非常に整えやすくなっています。こうした視察研修等々もどんどん資質を高めるため行動して、それらの報告を個々が、全員がしっかりとした報告をして、議員の活動の見える化を図っていくと、そういったことも大事なのかなという感じがいたしております。

いずれ、今後継続して協議をしてまいりたいと思います。この流れが、皆さんのお手元に資料ありますように、ちょっと時期等絞りかねますが、また次回、コロナの状況等も見極めながら協議をしてまいりたいと思います。

後藤委員。

○後藤伸太郎委員 そうですね。それもあって、前回、コロナ関係なく、コロナがなかったとしたらどうなのという話をちゃんとしましょうという話を申し上げたんですね。もちろん町民の感情であるとか、町民の皆さん代弁者である我々が、町民の皆さんが大変なときに、議長のおっしゃることは全くもつともだと思います、感情的には。ただ、この後、議論を進めていくということになって、ただコロナがあるからやめようよという話がずっとまかり通つていくのであれば、コロナが完全に終息宣言が出るまでは議員報酬の話はしないということならいいんですよ、そういうふうに全員の共通見解で決定するのなら、それはそれでしょうがないのかなと思うんですが、本当にそれでいいのかなと。定数は減らして、議員のハードルは上げて、成り手不足解消だとは言いつつ、成り手が立候補しにくい状況だけを我々がつくって、それで議会活動一所懸命やってくださいというのは、次の改選時からなる人頑張つてくださいというのは、少し責任感がないといいますか。結論がどうなるか分かりませんけれども、そこの部分の議論自体は進めていく必要があると思うので、じゃあ次に、コロナの状況を見ながら次回話しましょうという話になると、（「そうか。そういう感じ。そういうつもり」の声あり）いつやればいいんだろうと。

この後、その流れとして、議員報酬改定までの一般的な流れと、先ほど資料にのっとって次にやることを決定していきましょうというお話ですので、この後あるんだろうと思うんですが。今、別に今日この場で議員報酬額を何万円にするという話は結論出す必要はないと思うんですが、どういう状況なのか、町民の皆さん感情は分かるけれども、そこをあえて突っ込んでいく必要があるんじゃないのかなと私は考えています。なので、前回言わせていただいたのですね。そこはもう一度だけ申し上げさせていただきたいなと思っているのと。

今、委員長から、プロを目指すのか、アマのままでいいのかというお話がありましたけれども、結局、この自分たちの報酬を自分たちで決めるというところに私は一番意義があると思っているので、そこはコロナであっても今の時点で言えることは言っていただきたい、もし、例えば今の皆さんのお話を聞いて、前回は上げたほうがいいよねと言った方が、やっぱり今はやめましょうという話があるのであれば、また改めてこの場で申していただいたほうがいいのかなと思うので。このまま何か議論は取りあえず置いておきますという話になると、これいつまでも決まらないなと今思ってしまいましたので、そこだけもう少し議論していただいたほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（星 喜美男君） いわゆる、後藤委員言う、さっき私が言った、プロを目指すほうの

意見だと思います。

それで、前回発言された方で意見が変わってきたという方いますか。（「変わっていないよ」の声あり）今野委員。

○今野雄紀委員 座って。立ってでしたっけ。

○委員長（星 喜美男君） 皆さん立っていたから。

○今野雄紀委員 前回も言ったんですけれども、今回、議長も言われるように、何か疫病の関係で云々ということもありました。それで、同じように委員長も、さきの研修会のときに、私は残念ながら聞けなかつたんですけれども、同僚議員から、いっぱいいい話だったという、そういうことだけをお聞きしていました。

そことは関係ないんですけれども、そこで、私、角度を変えて検討する必要もあるんじやないかと思うんですけれども。報酬ということにこだわってしまうと、やはり町民の目というか、そういったものがあると思います。そこで、抜け道というか、変な感じで、角度を変えて、例えば費用弁償を見直すとか、そういったことは、見直してもらうというんですか、私ちょっと詳しくないので、どういった状態だったら見直せるのか。そこで、簡単に、もし費用弁償を、たしか以前から削減、低くなっていた気がするんですけども、そこで私思うには、費用弁償を上げてもらうというか上げることによって幾らかよくなるんじやないかと思うんですけれども。そこで、昨年、一昨年の例を言うと、定例会4回、臨時会5回で、定例会だと44日出て、臨時会5日、それたしか500円、局長、500円でしたっけ、費用弁償。（「1,000円」の声あり）1,000円。1,000円だと、そこから例えば倍にすると、私、計算してきたんですけれども、大体月額で1万1,000円ぐらい上がるんですよね。そういうことも考える必要があると思うんです。

あともう1点は、先ほど、プロを目指すという、そういった形の意見もありましたが、私、昨今思うには、委員会等も2つになって、これからは政務活動費の導入の検討も必要じやないかと思うんですけれども、その部分もどこかの席でもんでいただきたいと思います。ただし、私、現時点では思うのは、従来のような前払いじゃなくて、完全な後払い制の政務活動費の導入の検討が必要じやないかと思うんですが。

今後、こういったことが、この委員会の名前にもあるように、議会の活性化に通じるんじやないかと思いますので、一言申し上げさせていただきました。

○委員長（星 喜美男君） 意見として。（「はい、お願いします」の声あり）

後藤清喜委員。

○後藤清喜委員 今、反論じゃないんですけれども、実は、費用弁償、これ合併後に、多分、当時は費用弁償2,000円だったんですけれども。それから職員も多分費用弁償が出ていたと思うんです。それで、当時、地方制度調査会、そういう統制があって、各自治体の交付税が減らされると、そういうのがあって、執行部も集中改革プランというのを立ち上げて、職員の適正化というか、そういうのを、行財政改革かな、そういうね。議会も倣って、議員報酬を下げましょうということで、（「費用弁償」の声あり）費用弁償ね。費用弁償を下げましょうということで、2,000円から今の1,000円になったと、そういう経緯があります。

ただ、先ほども、後藤委員からですけれども、ここで議論を立ち止まるとちょっとうまくないんじゃないかというお話があったんですけれども、やはりこのコロナで、今回何か様子を聞くと、国でも人事院勧告、何か引下げになるみたいな、今までずっと上がってきたのが引下げになるみたいなこともありますので、今ここでちょっと立ち止まって、これは、私は、来年になればワクチンも多分出ると思いますし、そこから議論しても遅くないのかなという感じはいたします。以上です。（「委員長、一つ」の声あり）

○委員長（星 喜美男君） 議長。

○議長（三浦清人君） 皆さん、私、プロだと思うんです。そのプロかアマチュアかという、あの先生、県北議長会の先生のほうで何をプロと、何をアマチュアと言ったのかちょっと分かれませんけれども、私は全員が今プロだと思っていますのでね。その表現の仕方様々あると思うんですけども、その辯論違いされるとね。報道機関も来ていますのでね。その辯は気をつけてお願いしたいなと思います。

○委員長（星 喜美男君） 高橋委員。（「発言していいんだ、議長」「まあ一応」の声あり）

○高橋兼次委員 今いろいろ意見も出て、感想といいますか、考え方述べると、この報酬について、前回もしやべっているんだけれども、町民のためにどれだけ汗を流すかということが基本になるとすれば、政務活動費というのは、これからやっぱり考えるべきものでないのかなと。どれだけ町民のために稼ぐか。給料上げるというようなことは、例えば稼いでも稼がなくとももらえる。政務活動費は、それだけ稼いだ分だけ出されるということになりますので、これは真剣に考えなければならないことかなと思いました。

これまでいろいろな意見を聞いてきたんですが、皆さん、多分、暗黙の一致といいますか、来期から定数削減、報酬上げ、これは恐らく一致しているんじやなかろうかなと思います。ただ、今ネックになっているのが、このコロナのために世の中がいろいろ変わっているので、もう少し様子見たほうがいいんじゃないのかと。取りやめるんではなくて、一つの目

標に向けて議論はしていくんだけれども、もう少しこの流れを見ながら、最終的にその目標、前に出しましょうということではないのかなと感じているんですが、皆さんどうでしようかね。

○委員長（星 喜美男君） いや、私申し上げたのは、継続してもうちよと議論を深めていきましょうということで申し上げたつもりなんですけれども。（「やめるんではなく」の声あり）やめるんではないです。ええ。だから、コロナも見据えながら判断をしていくというか、判断の時期といいますか、継続して審議をするということで申し上げたつもりです。

ほかに御意見ありますか。千葉委員。

○千葉伸孝委員 9月20日に委員会の中で私も発言している、このトップにある議員の意見というのが多分これ私の意見だと思うんですけども。今いろいろな状況を聞いて、また、町民の人たちから意見を聞いたときに、議員の報酬上げることに関して多くの疑問を持っている町民の方がいます。まして、来年の新規の改選での報酬アップだと思うんですけども、私も次期はまた立候補したいという気持ちが心の奥底にはあります。そうしたときに、自分の給料に関して自分がこのぐらいというような形は、なかなかその辺は言えないんじゃないかなと。そして、私もきれいごとを言えば、若い人たち、そして女性の人たちの参画とはいっても、なかなかその辺が可能なのかなど、給料上げても。だから、先輩たちが話していますが、やっぱりもっともっと議論を重ねて、来年の改選後に上がる方向にしていけばいいんですけども、新しい人たちが入ってきて、その人たちを交えての議論でも私はいいのかなと。すみません、そういう方法もあるのかなと私は考えますし、とにかく今、議員報酬を上げるということに町民は敏感になっています。それを考えていくと、このぐらいの議論をしましたよと、活性化委員会の中でこのぐらいの議論をしましたよという内容を、議会広報でも活性化委員会の報告を毎回やっていますので、こういった議論があった、こういった議論があった、そして議論を重ねたということが町民に伝わるような形でこの報酬アップを考えていっては、私はどうかなと思います。

○委員長（星 喜美男君） 先ほどから町民の声として、報酬を上げる上げると言葉が出ているんですけども、決して上げる前提だけで発言をいただいているわけではありませんで、現状維持という声もありますし、引下げという声はなかったように思うんですが、上げるという前提だけでこの会進んでいるわけではありませんので、その辺り誤解のないように町民の皆さんにもお話ししていただければと思います。

では、この件に関しては、継続して議論を深めていくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、暫時休憩をいたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時51分 休憩

---

午前11時05分 再開

○委員長（星 喜美男君） それでは再開します。

次の調査事項に移ります。

通年議会・通年会期の導入についてを議題といたします。

本件については、前回の委員会において、県町村議会議長会の事務局長を講師としてお招きし、研修会を開催し、蔵王町議会事務局在任時の経験を基に様々お話を伺うことができました。

これまでの調査で当該制度がどういったものか、また、どういった効果があるのかなど、御理解いただけたものと思いますので、本日は導入の是非について、委員皆様方の率直な御意見を伺いたいと思います。皆さんの意見を伺います。

説明するか。じゃあ、事務局より説明をいたさせます。局長。

○事務局長（男澤知樹君） それでは、お配りいたしております1枚もののペーパー、簡単に御説明させていただきます。通年議会・通年会期の導入についてというペーパーでございます。

まず、実施までの流れといたしまして記載しております。この可否、是非の判断につきまして、判断材料の収集・調査ということでございますが、これにつきましては、涌谷町への行政視察や研修会等々で実施済ということかと思います。その上で、今回といいますか現段階ですか、導入の方向性、是非等を検討いたすと。その上で、その次に、調整すべき項目や課題を洗い出して、それぞれの対処方針等を決定し、その後、執行部、町長部局との協議、議会としての考え方を説明した上で協議を行うと。それに対して執行部側が検討をいたすと。その次に、執行部と議会側との協議・調整がなされた後、議案の提出というような流れなのかと思います。

この際、例えば専決処分が基本的にはなくなることになりますということもございますので、ではどういった項目を議会として専決処分をよしとするということにするのかとかにつきまして、当局側との水面下での調整といいますか、そういった部分とか、あとは、例えば通年といいましても、研修でいろいろ学んだことではございますが、自治体によっては1月の5

日から12月の27日までというふうに決めたり、4月の1日から翌年の3月31日までの1年間というふうに決めたりとか、いろいろございます。あと、一事不再議をどうするのかといった部分とかの検討等々、若干細かい部分の議会としての考え方の整理なりが当然に必要になってくるということもございますので、以上申した流れの中でこういった部分が決められていくのかなと思います。

その後、当局との調整がなされた後に、議案として、議会の定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例と。これは、現在の条例ですと、定例会の回数は年4回とすると規定されています。これを年1回とするというような改正になるわけでございます。

議決された後に、併せて規則の改正ということで記載させていただいておりますが、議会の定例会の招集時期を定める規則というものがございます。これは、現在は、定例会は3月、6月、9月及び12月に開催すると規定しております。これを、例えば1月から12月と会期を定めることとした場合は、これを1月に招集するというふうに改正されることになるのかなと思います。4月から翌年3月という場合は、これを4月に開催するというふうに規則を改正するという形になろうかと思います。これを受けて、通年議会または通年会期の実施というふうに流れていくのかなと思います。

いずれ、最終的に通年議会・通年会期が導入されるとなった場合は、じゃあいつからという部分につきましても、議会としての意思の確認が必要になる事項でございます。

雑駁ですけれども、私から資料の説明とさせていただきます。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） それでは、皆さんの意見を伺いたいと思います。及川委員。

○及川幸子委員 私、個人的には、やはり通年議会をやるべきでなかろうかなと思われます。今後、いろいろな災害等起きた場合でも、通年議会をやっていれば即座に開会ができるというようなメリットもあります。一長一短ありますけれども、やはり導入、いろいろな研修会などに行っても、専決処分が少なくなるというようなことで、執行部のチェック機能も考えると、やはり通年議会が望ましいのかなと思われます。それについては早急に、例えば、新年度予算などは3月にやります。こうした観点からでも、1月から12月が望ましいのかなと思われます。以上です。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 今、この準備いただいた資料の2段目のところ、導入の方向性を検討というところに来ているのかなと思いますが。私は前向きに導入を検討したほうがいいのかなと思います。

先日の村上事務局長の説明の中でもメリットが4つほど挙げられていましたが、デメリットはないということで、この話をそのまま受け取るのであれば、何も導入を拒む要因はないのかなと思いますし、また、このコロナ禍の中、今後どういう展開になるか、第2波、第3波來ることも想定されますし、機動的に動くためにも、この通年議会導入ということは検討すべきだと思います。開始の時期につきましては、追ってまた討論していけばいいのかなと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかに御意見ありますか。高橋委員。

○高橋兼次委員 まず先に、導入するかしないか、これを皆さんで決定して、導入する方向になれば、この資料に従って進めていったほうがよろしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） その導入すべきか、したほうがいいかどうするかという意見を伺いたいです。高橋委員。

○高橋兼次委員 その意見とすれば、百害あって一利なしでなく、百利あって一害なしもみたいな、そのような受け止め方をしておりますので、これは、専決処分とかいろいろ言われておりますが、常にいつでも会議を開くことができると、これに尽きると思いますので、導入したほうがいいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。千葉委員。

○千葉伸孝委員 ここ1年を見ても、台風19号があって、そしてコロナ感染症がありました。そして、行政の動きとしては、いろいろな調査もあるんでしょうが、なかなかその辺が鈍いと。その辺の遅さを、議会から早く会議を開くことを行政のほうに、この問題に関して早く会議を開いて、どういった方向に進むのかというのは、行政の時間帯レベルじゃなくて、やっぱり町民の早くというようなことに応えるような議会開催を必要と私が思っていますので、この通年議会は早々に導入すべきだと私は思います。

○委員長（星 喜美男君） 次、ほかにありますか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 私の実感としては、導入しなくてもよいのかなと思っています。

通年議会の最大のメリットといいますか、メリット様々ありますけれども、町長の招集によらずに自分たちで議会開けるということがまず一つあると思うんですが、例えば災害が起きた、台風19号が来たというときに、臨時会をぜひ開いてくれというような開催要求を議会がしたことはないと思うんですね。現状のシステムの中で当局の対応が遅かったという実感は、私にはないんですね。専決処分の話もありますけれども、実際専決処分したことがあるのは

相当数が少なくて、年度末に新しい制度が導入されるので、4月1日から導入しなければいけないので、そこの条例改正だけ専決処分でやらせてくれということは毎年ありますけれども、それを例えれば通年議会にしたからといって、それがなくなるということではないと認識していますし、専決処分を制限しないほうが町民の生活にとってはメリットが大きいという場合もあると考えるので、私は現状の中で通年議会にぜひしないとこういうところが滞るというような実感をまだ持てずしておりますので、導入の必要はないのかなと現時点では考えています。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。発言がない方は、まだ調査不十分ということでしょうか。佐藤正明委員。

○佐藤正明委員 私も現状でいいんでないかなと思います。

先ほど台風19号で当地区大分やられたんですが、そのときも議長が先頭に立って、その臨時議会等やるからと、そういう形でそういう対処をしましたので、今後、異常気象でそういうことが頻繁にあろうかと思いますが、議会が先になって執行部に申し立てれば、即臨時対応ができるんでないかなと思いますので、その辺考えれば現状でもいいんでないかなと思います。

○委員長（星 喜美男君） 議長。

○議長（三浦清人君） 議長とすれば、そういう緊急時のときには幾らでも早くやりたいという思いをお話はさせてもらっています。しかしながら、執行部の事情といいますか、状況で、どうしても設定されてしまうと。だからといって、議長が、いやいやそんなことないから早くやれと、こっちが勝手に開くぞというわけにはいかないわけですよ。しかしながら、一日でも住民のために早く開く必要があるという判断でお話しさせてもらっていますので、そうしますと、今まででは執行部の都合、言葉は悪いんですが、状況で、その都合で開催された。しかし、通年議会となれば、幾らかでも早くなるのかなという思いでいるわけです。従来と変わらないということではなく、幾らかでも執行部も議会寄りの考えに沿ってくれるのではないかなど。何も強制的にやるわけないですからね。状況を聞いて、状況を聞いてから開催するわけですから。無理くりやるわけありませんのでね。しかし、通年議会となれば、私どもの意見も取り入れてくれるのかなと、一日でも早く開催するという意見も取り入れてくれるのではないかという思いでおります。

○委員長（星 喜美男君） ほかにありますか。及川委員。

○及川幸子委員 私も台風19号のとき、安否確認の連絡とかそういうものも考えました以上に、

議会としてすぐ対応できることをしなければならないのかなということも考えました。今後、そういう災害がいつ何どき出るか分からぬ状況下なので、通年議会にしておけば議長の権限で招集して、じゃあ議会として現場を確認しましょうとか、すぐ対応ができると思うんです。すると、町民がどのような被害を被っているとか、自分たち議会自らが動ける、そういうふうな議会構成にしていきたいと思うから、通年議会をしたほうがいいんじゃないかなということを再度申し上げたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 一つ、今の発言なんですかけれども、議長が当局と調整しないでやるということではないですからね、それは。そういうことでないですから。議長。

○議長（三浦清人君） 先ほども言いましたように、勝手にやるわけではないんだけれども、ただ、そこで、例えば、議員たち議会ということで、招集権ではないんです、再開なんですね、再開。そのときに、町長とか執行部がいなくてもいいんです。

○委員長（星 喜美男君） うん、そういうことなの。

○議長（三浦清人君） 出席要求はしなくて、議員たちだけでの議会ということもあり得るということですから。（「そういうこともできるから」の声あり） ただ、先ほど言ったように、やりますよと、もし都合よければどなたか出席してくださいよぐらいで、ぜひ出席しろということではないと。それで、議員たちで、今の話ですと、議員たちだけで集まって、それで現地調査をしますかとかという、一つの議案ということもありますけれどもね。そういうことです。

○委員長（星 喜美男君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 今いろいろ出ましたけれども、ある委員は、いいこといっぱいあって悪いことないというあれしましたけれども、そういう発言もありましたけれども、それら含めてもうちょっと慎重に、こういういい点があるよ、メリットがある、しかしこういう課題もあるんじゃないかなというのをもうちょっと、これまでそれを具体的に洗い出してきていないので、それをみんなで洗い出して検討して進めるべきだと思う。ここで今、多分、今日すぐ導入かどうかのあれは取らないと思うんだけれども、そういう考えの下にもうちょっと調査を継続していくべきだと思います。（「導入するか、しないか」の声あり）

○委員長（星 喜美男君） ちょっと今まで二度、三度ですか、いろいろ研修会やった中で、大体メリット、デメリットというのは目に見えてきているのかなということで、今ちょっとまとめに入っているところなんですか。後藤清喜委員。

○後藤清喜委員 ちょっと局長に尋ねたいんですけども、先ほど議長が言ったように、もし議

会として会を議長が招集した場合、執行部が参加しなくてもいいと、そういう都合で参加できない場合があるというんだけれども。通年議会となれば、多分、身分保障の、多分そういうものあるんだけれども、その場合だと、議会だけで、もし災害があってその現場を確認した場合は、その途中で事故が起きた場合、そういう場合はどうなるんですか。（「公務災害」の声あり）

○委員長（星 喜美男君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） ちょっと座ってすみません。

例えば台風19号の例が出ておりますけれども、例えば災害が発生したと、現状においてですね。それで、議員が集まって、例えば全員協議会を開催するということでここに来るということの場合は、全員協議会は法定の会議でございますので、参集するに当たってもし仮に事故が起きた場合は、公務の対象にはなります。ただ、全員協議会を開催して、さあ現場に行こうと言って、現場で万に一つ事故が起きた場合、じゃあこの現場調査というのは法的な根拠というのがあるのかという部分で、全員協議会の一環ですと、いや全員協議会というのは協議・調整の場でしょうと、調査の場じゃないんじゃないのという部分で疑義がある可能性がございます。これが、例えば災害が起きたということで直ちに議会を再開して、特別委員会を設置してと、当局抜きでこれはできますので、特別委員会を設置して、全員で調査する特別委員会という形で設置をして、特別委員会の仕事として現地調査を行うと。そこで事故が起きたという場合は、当然、公務災害の対象にはなりますという部分で、そういうことも、手続上細かい部分ですけれども、そういった部分でも安心して対応はできることになると思われます。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 後藤委員。

○後藤清喜委員 そういうことを考えれば、ずっと今まで議論、この通年議会、通年会議ですか、の議論を重ねてきて、また研修も積んできましたので、ここで結論というか、導入すべきだと私は思っております。以上です。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。

それでは、皆さんのお意見をまとめてみると、導入するという声のほうが多いようでございますので、導入するという方向で進みたいと思います。なお、今後、さらに……（「委員長、多いって、やっぱりある程度、意思表示させてもらったほうがいいんじゃないの」の声あり）採決。だから発言をする場を求めているんですけども。じゃあ……（「よろしいですかという意思確認を、委員長の」の声あり）

それでは、導入することで決定をさせていただいてよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、異議ないようありますので、導入する方向で今後調査を進めてまいりたいと思います。

次回の委員会では、調整が必要な項目等の整理を行い、検討を進めてまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。

最後に、その他として、各委員から特別委員会について御意見があれば伺います。ございませんか。（「なし」の声あり）

ほかに事務局から何かございますか。（「ございません」の声あり） そうですか。

なければ、次回の委員会についてお諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。

よって、次回の会議はそのように取り進めることといたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 以上で会議を閉じます。

それでは、閉会の挨拶を、後藤副委員長。

○副委員長（後藤伸太郎君） お集まりいただきまして、様々な検討がされました。いずれの議題に対しても前向きに進めていくということで一致した部分かなと思いますので、特別委員会としては議会の活性化につなげて、これを町民の皆さんに広く知っていただき、議会と町民の皆さんとの距離を縮めていくということが委員会の本意であると思いますので、引き続き忌憚ない御意見を賜りながら、委員会の活動を前に進めていっていただければと思います。

本日は大変お疲れさまでした。

○委員長（星 喜美男君） どうもお疲れさまでした。

午前11時30分 閉会